

生産環境総合対策事業実施要領
(平成22年4月1日付け21生産第10204号生産局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(別記1) 農業生産地球温暖化対策事業</p> <p>第4 事業実施手続</p> <p>1 事業実施計画の提出及び承認</p> <p>(1) 事業実施主体は、要綱第6の1に基づき、事業実施計画を別記様式1-1号により、全国推進事業を実施する場合には生産局長に提出し、地区推進事業を実施する場合には、都府県にあつては地方農政局の地域センター(以下「地域センター」という。)を、北海道にあつては北海道農政事務所を経由し(地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域及び沖縄県にあつては直接。以下同じ。)、地方農政局長(北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。))。第4の1の(3)において同じ。)に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地区推進事業の事業実施主体は、(2)の調整結果について、(1)の提出に併せて地方農政局長に報告するものとする。</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業実施主体は、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあつては、あらかじめ、地方農政局長(全国推進事業及び北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。第4の2の(2)から第7の2の(4)まで及び第8において同じ。)の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第1-2号により地方農政局長に届け出るものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(別記1) 農業生産地球温暖化対策事業</p> <p>第4 事業実施手続</p> <p>1 事業実施計画の提出及び承認</p> <p>(1) 事業実施主体は、要綱第6の1に基づき、事業実施計画を別記様式1-1号により、<u>全国推進事業にあつては生産局長、地区推進事業にあつては地方農政事務所を経由し(地方農政事務所が存在しない府県にあつては直接)、地方農政局長等(北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」)という。)</u>に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地区推進事業の事業実施主体は、(2)の調整結果について、(1)の提出に併せて地方農政局長等に報告するものとする。</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業実施主体は、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあつては、あらかじめ、地方農政局長等(全国推進事業及び北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第1-2号により地方農政局長等に届け出るものとする。</p> <p>(3) (略)</p>

(4) 事業実施主体が(2)により交付決定前に着手する場合には、地方農政局長は、あらかじめその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導する。

3 管理運営

地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、要綱第8の1に基づき、事業の実施状況を別記様式第1-3号により、事業実施年度の翌年度の5月末日までに、地方農政局長に報告するものとする。

第7 事業の評価

1 事業実施主体による評価

事業実施主体は、要綱第9の1の規定に基づき自ら行った評価結果を、別記様式第1-4号によりとりまとめ、次に掲げる期限までに、地方農政局長に報告するものとする。

(1)・(2) (略)

2 地方農政局長による評価

(1) 地方農政局長は、1の報告について、関係部局で構成する検討会を開催し、評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているか否かに留意し、評価するものとする。その際、地方農政局長は、社会情勢の変化等を踏まえ、成果目標に対する進捗に加え、事業実施計画の適正性等も含め、総合的な評価を行うものとする。

(2) 地方農政局長は、(1)の評価の結果、成果目標が達成されていない、又は、成果目標に対する進捗に著しい遅れがあると判断した場合には、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

なお、地区推進事業において、目標年度に成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、別記様式第1-5号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を2年間延長し、再度、1の評価を実施し、地方農政局長に報告するものとする。

(3) 地方農政局長は、1の報告について、事業実施計画に定め

(4) 事業実施主体が(2)により交付決定前に着手する場合には、地方農政局長等は、あらかじめその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導する。

3 管理運営

地方農政局長等は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、要綱第8の1に基づき、事業の実施状況を別記様式第1-3号により、事業実施年度の翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

第7 事業の評価

1 事業実施主体による評価

事業実施主体は、要綱第9の1の規定に基づき自ら行った評価結果を、別記様式第1-4号によりとりまとめ、次に掲げる期限までに、地方農政局長等に報告するものとする。

(1)・(2) (略)

2 地方農政局長等による評価

(1) 地方農政局長等は、1の報告について、関係部局で構成する検討会を開催し、評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているか否かに留意し、評価するものとする。その際、地方農政局長等は、社会情勢の変化等を踏まえ、成果目標に対する進捗に加え、事業実施計画の適正性等も含め、総合的な評価を行うものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)の評価の結果、成果目標が達成されていない、又は、成果目標に対する進捗に著しい遅れがあると判断した場合には、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

なお、地区推進事業において、目標年度に成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、別記様式第1-5号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を2年間延長し、再度、1の評価を実施し、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 地方農政局長等は、1の報告について、事業実施計画に定

られた方法で事業評価が実施されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、再度事業評価を実施するよう指導するものとする。

- (4) 地方農政局長は、天災等、事業実施主体の責によらない要因により、事業実施計画で定めた方法による事業評価の実施が困難と判断した場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体に指導するものとする。指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で1の評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(5) (略)

3・4 (略)

第8 その他

1 不正行為等に対する措置

地方農政局長は、温暖化対策事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、温暖化対策事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 農業共済等の積極的活用

地方農政局長は、温暖化対策事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施地区及び事業の受益者に対し、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済への積極的な加入を指導するものとする。

(別記3) 農業生産環境対策事業

第4 事業実施手続

1 事業実施計画の提出及び承認

- (1) 事業実施主体は、要綱第6の1に基づき、事業実施計画を、別記様式第3-1号により、全国推進事業を実施する場合には生産局長に提出し、地区推進事業を実施する場合には、都府県にあっては地方農政局の地域センター（以下「地域センター」という。）を、北海道にあっては北海

められた方法で事業評価が実施されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、再度事業評価を実施するよう指導するものとする。

- (4) 地方農政局長等は、天災等、事業実施主体の責によらない要因により、事業実施計画で定めた方法による事業評価の実施が困難と判断した場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体に指導するものとする。指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で1の評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(5) (略)

3・4 (略)

第8 その他

1 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、温暖化対策事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、温暖化対策事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 農業共済等の積極的活用

地方農政局長等は、温暖化対策事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施地区及び事業の受益者に対し、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済への積極的な加入を指導するものとする。

(別記3) 農業生産環境対策事業

第4 事業実施手続

1 事業実施計画の提出及び承認

- (1) 事業実施主体は、要綱第6の1に基づき、事業実施計画を、別記様式第3-1号により、全国推進事業にあっては生産局長、地区推進事業にあっては地方農政事務所を經由し（地方農政事務所が存在しない府県にあっては直接）、地方農政局長等（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣

道農政事務所を經由し（地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域及び沖縄県にあっては直接。以下同じ。）、地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））。第4の1の（3）において同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) (略)

(3) 地区推進事業の事業実施主体は、(2)の調整結果について、(1)の提出に併せて地方農政局長に報告するものとする。

2 事業の着手

(1) (略)

(2) 事業実施主体は、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長（全国推進事業及び北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長をいう。第4の2の（2）から第7の2の（4）まで及び第8において同じ。）の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3-2号により地方農政局長に届け出るものとする。

(3) (略)

(4) 事業実施主体が(2)により交付決定前に着手する場合には、地方農政局長は、あらかじめその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するものとする。

3 管理運営

地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、要綱第8の1に基づき、事業の実施状況を別記様式第3-3号により、事業実施年度の翌年度の5月末日までに、地方農政局長に報告するものとする。

第7 事業の評価

1 事業実施主体による評価

事業実施主体は、要綱第9の1の規定に基づき自ら行った評

府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」）という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) (略)

(3) 地区推進事業の事業実施主体は、(2)の調整結果について、(1)の提出に併せて地方農政局長等に報告するものとする。

2 事業の着手

(1) (略)

(2) 事業実施主体は、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長等（全国推進事業及び北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3-2号により地方農政局長等に届け出るものとする。

(3) (略)

(4) 事業実施主体が(2)により交付決定前に着手する場合には、地方農政局長等は、あらかじめその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するものとする。

3 管理運営

地方農政局長等は、関係書類の整備等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、要綱第8の1に基づき、事業の実施状況を別記様式第3-3号により、事業実施年度の翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

第7 事業の評価

1 事業実施主体による評価

事業実施主体は、要綱第9の1の規定に基づき自ら行った評

価結果を、別記様式第3-4号によりとりまとめ、次に掲げる期限までに、地方農政局長に報告するものとする。

(1)・(2) (略)

2 地方農政局による評価

(1) 地方農政局長は、1の報告について、関係部局で構成する検討会を開催し、評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているか否かに留意し、評価するものとする。その際、地方農政局長は、社会情勢の変化等を踏まえ、成果目標に対する進捗に加え、事業実施計画の適正性等も含め、総合的な評価を行うものとする。

(2) 地方農政局長は、(1)の評価の結果、成果目標が達成されていない、又は、成果目標に対する進捗に著しい遅れがあると判断した場合には、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

(3) 地方農政局長は、1の報告について、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、再度事業評価を実施するよう指導するものとする。

(4) 地方農政局長は、天災等、事業実施主体の責によらない要因により、事業実施計画で定めた方法による事業評価の実施が困難と判断した場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体に指導するものとする。指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で1の評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長に報告するものとする。

(5) (略)

3・4 (略)

第8 その他

1 不正行為等に対する措置

地方農政局長は、生産環境対策事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、生産環境対策事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

価結果を、別記様式第3-4号によりとりまとめ、次に掲げる期限までに、地方農政局長等に報告するものとする。

(1)・(2) (略)

2 地方農政局等による評価

(1) 地方農政局長等は、1の報告について、関係部局で構成する検討会を開催し、評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているか否かに留意し、評価するものとする。その際、地方農政局長等は、社会情勢の変化等を踏まえ、成果目標に対する進捗に加え、事業実施計画の適正性等も含め、総合的な評価を行うものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)の評価の結果、成果目標が達成されていない、又は、成果目標に対する進捗に著しい遅れがあると判断した場合には、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、1の報告について、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、再度事業評価を実施するよう指導するものとする。

(4) 地方農政局長等は、天災等、事業実施主体の責によらない要因により、事業実施計画で定めた方法による事業評価の実施が困難と判断した場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体に指導するものとする。指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で1の評価を実施し、その結果を速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(5) (略)

3・4 (略)

第8 その他

1 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、生産環境対策事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、生産環境対策事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 農業共済等の積極的活用

地方農政局長は、生産環境対策事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施地区及び事業の受益者に対し、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済への積極的な加入を指導するものとする。

2 農業共済等の積極的活用

地方農政局長等は、生産環境対策事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施地区及び事業の受益者に対し、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済への積極的な加入を指導するものとする。